医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

令和5年7月31日事務連絡　別添1

○　令和２年４月10日付け事務連絡１．（１）及び（３）②に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療等が本調査の対象です。
　当該診療等に係る診療報酬上の特例は令和５年７月31日をもって終了するため、令和５年８月１日以降に本調査の対象となる診療等は、診療報酬の算定外の診療等のみです。

○　「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守して実施するオンライン診療に関しては、本実施状況調査の対象ではありません。

※ 令和５年８月以降に情報通信機器を用いた診療を行い診療報酬点数を算定する場合は、情報通信機器を用いた診療に係る施設基準を届け出て、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿った診療を行う必要があります。

※ 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施又は２度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関（初診も電話や情報通信機器を用いた診療の場合）は所在地の都道府県に毎月報告を行うこと。
※「初診」とは初めて診察を行うことをいいますが、継続的に診療をしている場合においても、新たな症状等に対する診療を行う場合や、疾患が治癒した後又は治療が長期間中断した後に再度同一疾患について診察する場合も、「初診」に含みます。
※ Excelファイルでの提出にご協力ください。
※ Excelファイルは厚生労働省のホームページからダウンロードが可能です（ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療 ＞ 医療 ＞ オンライン診療に関するホームページ ＞ Ⅲ　オンライン診療における関連通知 ＞ （２）新型コロナウイルス感染症を踏まえた時限的・特例的取扱い関連）。

	基本情報			
	施設名	郵便番号	住所（都道府県から記載）	電話番号
例	○○医院	000-0000	東京都千代田区・・・	080-0000-0000

No	日付（プルダウンから選択してください）			対応した医師名	診療録等（過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク、又は健康診断の結果等）による基礎疾患等患者情報の確認について（プルダウンから選択してください）	患者情報（プルダウンから選択してください）			診療の内容（プルダウンから選択してください）			
	年	月	日			年齢	性別	住所	処方薬	基礎疾患を把握していない患者に対する処方の日数	診療に用いた情報通信機器と初診/再診の状況について	保険適用について